

栃木市の子育て計画

【概要版】



発行年月 令和7（2025）年3月
 発行 栃木市
 編集 こども未来部 子育て総務課
 栃木県栃木市万町9番25号
 TEL : 0282-21-2165
 URL : <https://www.city.tochigi.lg.jp/>

令和7年3月
 栃木市

◆施策の推進体制

こどもまんなか社会の実現に向け、行政が抱える課題に柔軟に対応していくには、各主体からの意見を施策に反映させながら、それぞれの役割を果たしつつ連携していく必要があります。そこで、地域、事業者、学校をはじめ「地域社会全体でこども・子育てに関わる」という意識づくりに向けて、さまざまな機会を通じて市民の理解を深め、連携・協力を図るよう努めています。なお、施策の実施・評価にあたっては、施策の対象となるこども・若者や子育て当事者等の意見を反映させるための方策を検討します。



◎計画のポイント

- 前計画の内容を検証しつつ、「こども大綱」等を踏まえ、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応していくため、主な取組として、以下の内容を盛り込んでいます。
- こども、若者の意見表明の機会創出と社会参画の促進
 - 地域子ども・子育て支援事業の拡充…子育て世帯訪問支援事業、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）など
 - 障がい児への支援の推進
 - 子どもの貧困対策の推進
 - 各種相談機関の機能の充実
 - 経済的支援対策の充実
 - 仕事と生活の調和のための働き方の見直し
 - 出会いの場や機会の提供等
 - 児童虐待防止対策、いじめ対策、不登校対応の充実
 - 子どもたちの安全の確保
 - こども政策 DX の推進

◇計画の位置づけと役割

『栃木市こども計画』は、こども基本法に基づき、国の「こども大綱」や栃木県のこども計画である「栃木県こどもまんなか推進プラン」の内容を勘案して、「栃木市総合計画」などの関連する他の計画との整合を図りながら、こどもや若者に関する施策を計画的に推進していくため、策定するものです。

また、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」など、次の6つの計画の性格を併せ持つ計画として一体的に策定します。

- ① 次世代育成支援対策の市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- ② 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条第1項）
- ③ 母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）
- ④ 市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項）
- ⑤ 母子保健計画
- ⑥ 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）

◇計画の基本理念

栃木市らしい「こどもまんなか社会」を構築するため、全市を挙げて全てのこども・若者や子育て家庭への支援に取り組み、こどもや若者とともに社会をつくる認識のもと、安心して意見を述べることができる機会を保障するため、次に掲げる地域社会の実現をめざします。

- 全てのこども・若者が等しく権利を擁護されながら健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会
- 誰もが希望に応じて結婚、妊娠・出産することができ、幸せな状態でこどもと向き合い、子育ての喜びを実感できる地域社会



「こどもまんなか社会」イメージ図

「こどもまんなか社会」とは…

こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を擁護し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするというもの。

こども
まんなか

◇計画の対象

この計画では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、**心と身体の発達の過程にある人を「こども」として**おり、こどもや若者のそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう支えていきます。

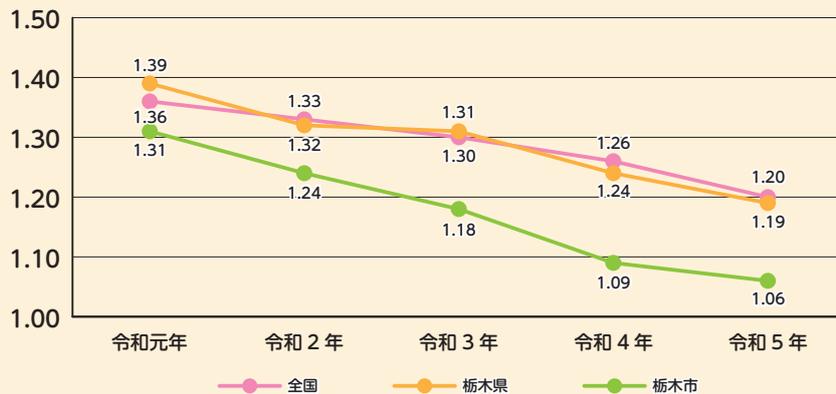
◇計画の期間等

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

なお、社会、経済環境等の状況の変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

◇現状と課題

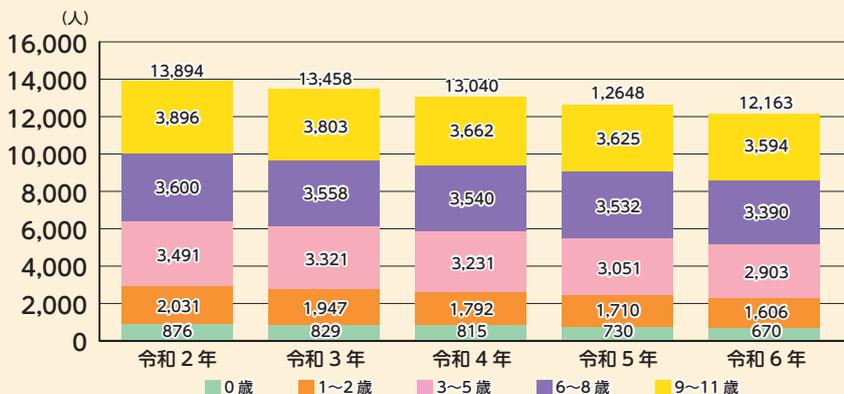
【合計特殊出生率の推移】



本市の合計特殊出生率は、年々低下しています。令和5年では1.06と、令和元年時と比べて低くなっており、全国および栃木県の数値よりも下回って推移しています。

資料：栃木県保健統計年報

【児童数（0～11歳）の推移】



本市の11歳以下の児童の人数は、令和2年から年々減少し、令和6年4月1日現在では12,163人となっており、4年間で1,731人減少しています。

資料：住民基本台帳

※6～8歳……小学校低学年、9～11歳……小学校高学年に当たる年齢です。

※各年4月1日現在、外国人を含む。

◆今後の課題

国、県の動向やこども・子育て環境の変化などを踏まえ、今後、「**こどもまんなか社会**」の実現に向けて本市が展開するこども施策に関する主な課題を、次のように整理します。

こども・若者の権利の尊重と「こどもまんなか社会」の実現

児童の権利に関する条約に定める「**最善の利益**」の実現をめざし、広く市民への広報啓発活動等を進め、こどもたち自身も大人も、「**こどもの権利**」を大切に守っていくような意識や文化を育てることが重要です。

また、こども基本法の規定に基づき、こども・若者施策の策定や実施・評価に当たり、こどもたち自身の意見を反映させる措置を講じていく必要があります。

保育需要の高まりと多様なサービスの提供

保育等ニーズに適切に対応していけるよう、将来の保育等需要を見極めながら、保育園、認定こども園等と連携しつつ、安心して預けられる環境やサービス提供の体制の整備を進めることが求められており、その際には、民間施設等との間で効果的・効率的な役割分担と連携・協働の実施に努めていくことが重要になります。

また、施設等での医療的ケア児の受入れに向けて支援体制を整えていくことも必要になります。

さらに、サービス情報などを必要とする方々に迅速・確実・便利に届ける役割等を初めとして、こども・子育て支援政策の中核の一つとなる「**こども政策 DX (デジタルトランスフォーメーション)**」を着実に進めていくことが大切です。

少子化の進行への対策

本市のこどもの数は減少傾向にあり、年少人口の割合も減少しています。また、未婚率の増加の傾向もみられ、今後、少子化の一層の進行が懸念されます。さらに、こどもたち同士の交流の機会が少なくなり、社会性が育まれにくくなって、まちの元気・活力が減退してしまう恐れもあります。

こどもたちが未来に夢や希望を抱き、多くの子育て世代が居住したくなり、「**こどもを産み育てるなら栃木市**」と思ってもらえるような子育て環境づくりを一層推進することが求められます。

経済的負担の不安やこどもの貧困への対応

こどもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなり、保護者の養育力・教育力不足や配偶者暴力等と合わさると「**こどもの貧困**」に至る重大な要因になります。

また、若い世代が経済的な不安から将来展望を描けない状況に陥っていることもうかがえ、誰もが希望に応じて結婚、妊娠・出産ができるよう、実情に応じた効果的な経済的負担軽減策が求められます。



子育ての不安や孤立化の解消・改善

現在、本市には地域子育て支援拠点や児童館等があり、保護者にとっても**孤立化**を防ぐために有効な施設となっていますが、今後、一層の広報周知活動の推進が大切になります。

保護者の就業形態に関わらず、どの家庭状況にあっても分け隔てなくライフステージに沿って切れ目なく支援を行い、多様なニーズには、よりきめ細やかに対応を行っていくことが重要です。

こども・若者の居場所づくりの推進

市町村等における居場所づくりの支援体制を強化するため、令和5年12月に、こども家庭庁が策定した「**こどもの居場所づくりに関する指針**」に基づいて、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めていく必要があります。ニーズ調査の結果から、「思いっきり身体を動かせる」、「友人と気軽におしゃべりできる」といったことがポイントの1つになるものと考えられます。

◇計画の目標像

この計画の上位計画である『第2次栃木市総合計画』の将来都市像は、「豊かな自然と共生し優しさと強さが調和した活力あふれる栃木市」、こども・子育て支援等に関する「基本方針」は、「**子育てに優しくいつまでも健康で生きがいのもてる栃木市**」となっています。

このことを踏まえて、本市では、こども・若者に優しい地域づくりを推進し、妊娠・出産からこどもの自立までのライフステージの一連の過程を切れ目なく、そして社会全体で支援し、**子育て・親育ち※**を促進することにより、**全てのこどもや若者が将来にわたって幸せに生活できる（ウェルビーイング）社会**の実現をめざし、基本理念に掲げる地域社会づくりに向け、本計画の目標像を次のとおり掲げます。

こども、親、地域が育ち合い、こども・若者の笑顔と個性が輝き、
子育てに喜びを感じられる地域づくり

※ 子育て・親育ち：こどもが育ち、その親も、子育てを通じて人間的に成長すること。

◇SDGs と本計画との関係

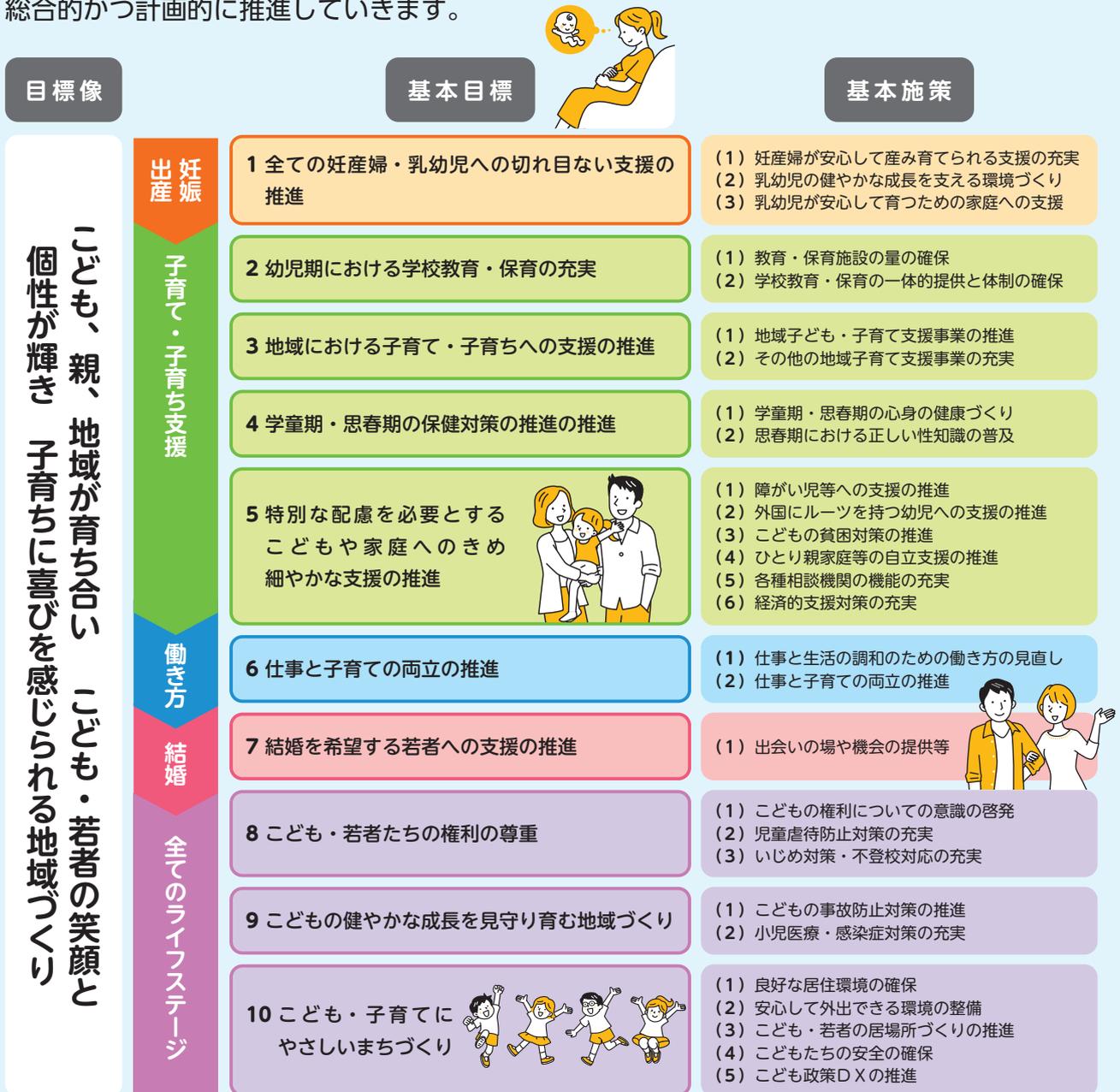
国は平成28年に「SDGs実施指針」を定めて、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を推奨しています。そのSDGsの理念である「**誰一人取り残さない**」社会の実現は、こども基本法・こども大綱の基本的考え方の一つとなっており、本計画でも念頭に置いて、各取組（施策）を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

◆施策の体系

基本理念や目標像など、本市の**こどもまんなか社会**の実現に向け、基本目標を次の10項目とし、その設定にあたっては、こどもが健やかに生まれ育ち、自立した若者に成長し、家庭を築き、親になって子育てをするという、「**ライフステージ**」の各段階に応じた支援を切れ目なく行うこととします。

そこで、本計画では「結婚」「妊娠・出産」「子育て・子育て」といった「**ライフステージごとの施策の柱**」と、「こどもの権利の保障」や「こども・子育てにやさしいまちづくり」などの「**全てのライフステージ共通の施策の柱**」を**基本目標**として設定し、本市のこども施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



※基本目標2および3は、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく必須項目です。

◇ 「量の見込み」と「確保の方策」（第三期栃木市子ども・子育て支援事業計画）

(1) 教育・保育施設の量の確保【基本目標 2 基本施策 (1)】

国から提示された「基本指針」等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応できるように、教育・保育施設と「地域型保育事業」による「確保の内容・実施時期」を設定します。

(単位：人)

		1号	2号		3号		
			幼児期の学校教育の利 用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和6年度 (見込み)	量の見込み	1,265	1,920		271	1,106	
	確保の方策	1,744	2,046		307	1,134	
計画終了年度 令和11年度	量の見込み	988	155	1,341	237	476	536
	確保の方策	1,202	167	1,445	261	493	582

(2) 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の方策【基本目標 3 基本施策 (1)】

子ども・子育て支援法上の「地域子ども・子育て支援事業」の各事業等を推進していきます。「教育・保育施設」と同様に、計画期間における「量の見込み」と「確保の方策」等を、事業ごとに設定しています。

- ・ 時間外保育（延長保育）
- ・ 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- ・ 利用者支援事業
- ・ 妊婦健康診査
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
- ・ 養育支援訪問事業
- 新 子育て世帯訪問支援事業
- 新 児童育成支援拠点事業
- ・ 実費徴収に関する補足給付事業
- 新 妊婦等包括相談支援事業
- 新 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 新 産後ケア事業



- **新** は、本計画に新規に位置付けた事業であり、「子育て世帯訪問支援事業」と「児童育成支援拠点事業」は、令和7年度以降に実施予定です。